

パートタイム労働法 講座

「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者」は、パートタイム労働法の対象になります。

*豊富な相談事例を取り上げ「パートタイム労働法」をわかりやすく解説します。希望者は個別相談ができます。



●日 時 **10月19日(水) 10:00～12:00**

●内 容 ◆これからパートで働く人のために（会社選定法、面接の受け方ほか）
◆パートタイム労働法の重要ポイント
◆グループで悩みや疑問を話そう
◆埼玉労働局による個別相談会（希望者のみ）

●定 員 **40人** パートタイム就労者・就労希望者、パートタイム労働法に関心のある方
（男女問わず。要申し込み）

●参加費 **無料**（駐輪場・駐車場は有料）

●保 育 **あり** 1歳6か月から就学前まで（要予約）保育しめきり10/9(日)
※雇用保険受給者で希望者には受講証明書を発行いたします。

電話、FAX、来所でお申し込みください。ホームページからも申し込めます。

【申込み・問合せ・会場】 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

〒343-0025 越谷市大沢3丁目6番1号パルテきたこし3階
電話：048-970-7411 / FAX：048-970-7412（月曜・祝日は休所）
ホームページアドレス <http://hot-koshigaya.jp>



参加申込書

「ほっと越谷」 FAX 048-970-7412

| | | | | |
|--|----------------------------|---------|--------|-------------------|
| 講座名 | 相談事例から学ぶパートタイム労働法講座 | | | |
| この講座を 何で知りましたか | ①広報こしがや | ②ホームページ | ③チラシ | ④その他 (場所) () |
| お名前 | フリガナ | | | |
| | (性別: 男 女) | | | |
| ご連絡先 | TEL | FAX | | |
| | ※保育申込み 要・不要 | フリガナ | 歳 か 月 | |
| | 幼児氏名 | | | |
| ※保育対象は1歳6か月～就学前のお子さんで、保育のしめきりは10/9(日)です。保育には手続きが必要になりますので、必ず電話連絡をお願いします。 | | | | |

※FAXで受付した場合、講座に参加できない場合のみご連絡をいたします。

「ほっと越谷」って？

正式名称は、「越谷市男女共同参画支援センター」です。男女共同参画を推進するための拠点施設です。「ほっと越谷」という愛称は、開設時に市民の公募により名づけられました。最新のホットな情報を発信する場所、ほっとできる場所になってほしいという思いが込められています。

「ほっと越谷」4つの機能

学習

男女共同参画への認識と理解を深め、実践的な行動に結びつけるための新しい学びのプログラムと学習の場を提供します。

情報

男女共同参画に関する図書・行政資料・民間団体やグループ等が発行する資料、雑誌、新聞等を収集し情報の提供を行います。

交流

男女共同参画を推進する個人・団体の活動を支援すると共に、各関係機関・団体のネットワークづくりと市民参画を進めます。

相談

女性がかかえる、家庭や夫婦のこと、地域の人間関係などのさまざまな問題、不安や孤独な気持ちを解決するために、専門のカウンセラーが共に考え、あなたをサポートします。

